

一、全國労働組合會議用催問書

本議案ハ最も重ん大ナル影響ヲ及ニル方面ニ
フルアリテ最も慎重ニ審議スル爲メ各労働
團体、隔意ナキ意見ヲ交換シ満場一致円満
ナリアル解ノ上運動方針ニ対シ討議スベキテア
ルトシテ各委員ハ堅張シテ討論ニ移ル。

德田委員、提案

議事ニ先ナ前委員会ニ於テ保留セル失業問題ニ
關スル議案ヲ討議セシコトヲ提議シタルモ
種々討論、結果本議案修了後ニ於テ協議
スルコトニシタ、

後藤田委員、報告

本議案、討論ニ先ナ総聯合ハ本日止ニ得サル
事情、タメ欠席人ル、通知アリソレト同時ニ本議
案ハ裏手ナリテ總聯合トニテハ労農統合
中央執行委員会ノ了解ヲ得ル必要アルト以テ
本議案ハ賛成スルモ今直ニ賛意表ニ甘難

キ旨、通知シタ事ヲ報告シタ。
總聯合、通知ニ際シ如何ニ當スベキヤ種々討論
結果、事後承諾ヲ於ケル意味ニ於テ本案、討論
ニ入ルコトニシタ、

中山委員

本日議案三件シテ実行委員会ヲ構成スル必要
ガアルト各委員ノ了解ヲ求ム。

内田委員

実行委員会ヲ構成スルコト、賛否ヲ決セント又
以前ニ先ツ実行委員、權限範囲ヲ協議シル上
ナラ、テハ賛成スル能ハズト述べテ、本運動ニ
コト及、全國組合會議用催問書提唱ニ先づ地
的組合會議ヲ結成セシムベシ努力スルコトヲ必
ト不ルトテ前委員会ニ於ケル持論ヲ重下テ
主張シテ、